

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年6月2日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の支給に係る申請書の受付に関する規定を整備するため。

専決第 1 3 号

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例の制定につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 8 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（市において行う事務）</p> <p>第 2 条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 2 9 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> | <p>（市において行う事務）</p> <p>第 2 条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 2 9 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

